

意匠法の問題圏 第19回

—— 意匠の表現と認定Ⅲ 出願意匠・登録意匠の認定②

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

Ⅲ. 出願意匠・登録意匠の認定

3. 記載不備があっても意匠が具体的であるとされた裁判例

記載不備があっても意匠が具体的とされた裁判例は多数あるが、記載不備の内容によって「1 記載不一致」と「2 記載不足」に分け、また、「記載不足」については「(ア) 形状、模様、色彩」「(イ) 材質、大きさ、透明」「(ウ) 変化」に分けて紹介する。そして、最後に、「3 記載不足を(積極的に)不特定として把握した裁判例」を紹介する。なお、アンダーラインは筆者が記載した。

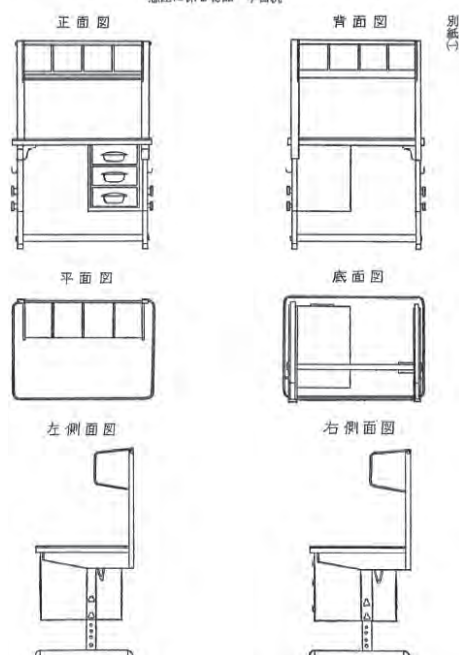
1) 記載不一致

①大阪地判昭46.12.22〔学習机〕(昭和44(ワ)3847、無体集3巻2号389頁)〔図1〕

「符合しない箇所が意匠の本質的な点であり、そのため意匠の不特定を来し、創作者の意図した立体的意匠を客観的に想定するに由なき場合は格別、右符合しない箇所を当業者の常識をもつて合理的に善解しうる余地があるか、右不一致の箇所の何れが正しいかを未決定のまま保留しても、それが全体の意匠の把握に大した影響を及ぼさない程度の微細な点である場合には、可能な限り右図面の記載を統一的、総合的に判断して創作者の意図した意匠の具体的構成の究明につとめるのが条理上自然な解釈態度である。」と説示し、また、「意匠を記載した図面は寸分の狂いも許されない設計図面とは異なり、意匠を特定しうる程度に作成されていれば足りるものと解すべく、…前叙の如き図面上の微細な寸法の不一致は意匠を特定する妨げとなすに足りないものである。」との説示もある。

●図1 本件登録意匠第284355号

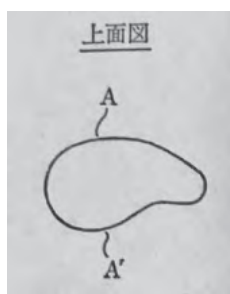
登録第284355号出願昭41.10.25 意願昭41-32771 登録昭43.5.11
意匠に係る物品 学習机



②東京高判昭和56.5.27〔ビニール膜の支持フレーム〕(昭和55年(行ケ)166、染野判例2561の164頁(87)、取消集昭56(2483)753頁)

本願意匠において「溝形鋼板の高さと水平幅との比は、その断面図と使用状態を示す参考図とでは、一見異なり、使用状態を示す参考図の方がより平たく図示されているが、これとても、両図の目的に照らし、溝形鋼の長手方向直交端面の正確な形状を知るには右の断面図によるべきことになるであろうから、両図の間に右のような差異があるからといって、そのことだけで本願意匠の形態が特定していないということはできない。」と説示する。

●図2 本願意匠
「ハムフライ」



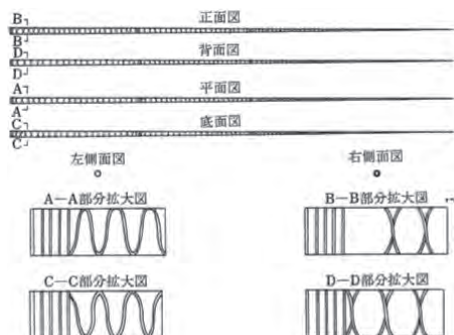
③東京高判昭和59.7.26〔ハムフライ〕（昭和57（行ケ）211、染野判例2561の69頁（133）、参考集（9）390頁）〔図2〕

「ハムフライ…である以上、これは一番外側にパン粉をまぶした物品と認めるほかはなく、本願意匠の形状もそのような物品に表わされるものであることを考慮して判断されなければならないものである。してみれば、本願意匠は、願書添付の図面に記載されたところからのみ理解されるような、積木玩具や模型様の表面平滑で面と面のつけ合わせ部分がシャープに角ばった固い外観を呈するものではなく、…けだし、このような場合には、意匠に係る物品の記載との対応関係において、図面の記載が不正確であることが朗らかな場合というべく、右不正確な部分を補正して出願意匠の態様を判断することになんら不都合な点はない」と説示する（同旨東京高判昭和59.7.26〔コロッケ〕（昭和57（行ケ）212、染野判例2561の77頁（134）、取消集59年1149頁）。

④大阪地判昭和63.12.22〔釣りざお〕（昭和59（ワ）6494、無体集20巻3号507頁）〔図3〕

「当該登録意匠の願書及び願書に添付した図面の記載相互間に多少の矛盾ないし不一致がみられても、そのことから直ちに当該意匠の範囲を確定不能とするのではなく、願書及び添付図面の記載内容並びに当該意匠に係る物品の性状を総合的に勘案し、当該意匠の創作者が意図した意匠の具体的な構成がどのようなものであったかを当業者の立場から合理的、客観的に判断し、かかる観点から判断した場合に、右矛盾ないし不一致が、願書やその添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが理解され、具体的に構成された統一性ある意匠を想定しうる場合には、右のごとき観点から合理的に想定される意匠をもって当該意匠の

●図3 本件登録意匠第520455号



内容をなすものと認めるのが相当である。」とし、「各拡大図相互間の矛盾、不一致は、創作者が考えていた意匠に内在するものではなく、添付図面作成の際の誤記から生じたものであることが理解され、本件意匠が釣竿の周面にあや巻状の螺旋模様を施したものであることは容易に看取できる」と説示する。

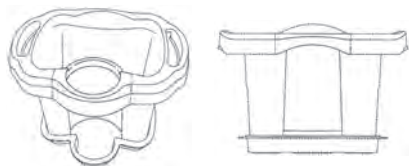
⑤大阪高判平成11.5.25〔包装用缶〕（平成10（ネ）2916、染野判例6679の55頁（7））

一般論として、「意匠公報に記載された図面間に寸法の不一致等の齟齬があるときは、当業者が各図面を合理的かつ統一的に組み合わせて一定の立体等を観念できるか否かによって意匠の特定の可否を決めるべきで、右合理的かつ統一的な組み合わせによってもなお物品の外観を識別できないほど齟齬が著しいときに初めて意匠の特定ができないものとして扱うべきである。」とし、「本件登録意匠が当業者にとって新規であるとされたのは、主として横幅広缶を正面から見た形状であったと認められ、そうであれば、…正面図を中心として物品の形状を識別すべきである」し、また、「正投象図法の基本からしても、格別の事情のない限り、正面図が作図の基礎となる」のであり、「断面図の外径は正面図の外径と一致しているのであるから、正面図と平面図における外径の齟齬は平面図を記載する際の誤記と認めるのが相当である」と説示し、原審の本件意匠の内容を把握できないとの認定を覆した。

⑥大阪地判平成29.5.18〔植木鉢〕（平成28（ワ）7185）〔図4〕

本件意匠は、「図面を合理的に解釈すれば、背面図における外側枠体部の下端が下に向かって凸状と

●図4 本件登録意匠第1244149号



なっている部分は誤記と理解されることから、特定を欠くものではない。」と説示する。

⑦大阪高判平成29.11.9〔植木鉢〕（平成29（ネ）1627）

「背面図と参考斜視図における外側枠体部の高さの比率が一致しないこと」について、「背面図における外側枠体部の形状は、右側面図、B-B断面図と整合しており、外側枠体部の形状を客観的に再現することができる。参考斜視図は、背面の斜め上から斜視図であるため、外側枠体部の高さの比率が図面に正確に反映されなかったものと思われるが、本件意匠の特定を欠くものではない。」と説示する。

2) 記載不足を当業者知識等に基づき認定した裁判例

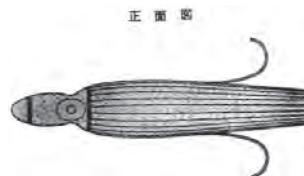
記載が不足しているが意匠は具体的に認識できるとされた裁判例において、記載されていない事項の解釈については、二つの考え方がありうる。一つは、「(1) 記載されていない事項を当業者知識等に基づき認定する」ものであり、他方は、記載された事項のみを当該意匠の構成と認定し、記載されていない事項は当該意匠の構成から除外する考え方、すなわち、「(2) 記載されていない事項は積極的に不限定と認定する」ものである。裁判例をこの2類型に分け、さらに、「(ア) 形状、模様、色彩」「(イ) 材質、大きさ、透明」「(ウ) 変化」に分けて紹介する。

(ア) 形状、模様、色彩

①大阪地判昭46.12.22〔学習机〕（昭和44（ワ）384無体集3巻2号389頁）

本件登録意匠の「書架仕切りの形状」については、「輪廓が側板より小さいというほかに限定はないことが公報図面から窺われるから、ありふれた形状のものを予定しているもの」と説示する。すなわち、本件の仕切りは「ありふれた形状」であり、その意

●図5 本件登録意匠第259447号



味では限定された特定のものと認定している。

(イ) 材質、大きさ、透明

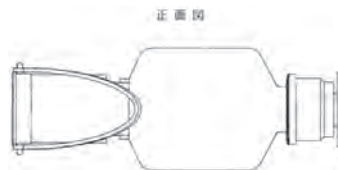
①東京高判昭和56.3.4〔擬餌〕（昭和53（ネ）509、無体集13巻1号271頁）〔図5〕

「本件A意匠の意匠に係る物品の材質が硬質か軟質かについて特に記載されていないこと及び右物品が「擬餌」であること並びに弁論の全趣旨にかんがみると、軟質の材料が使用されうることが、当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が理解しうる」ものであり、「本件A意匠の胴部は…、軟質の材料を使用することにより、擬餌の脚の部分が自然に乱れて腰みの状に多様化した動きを示すものであることは当然」と説示する。

②大阪地判平成10.9.22〔輸液容器〕（平成9（ワ）5492、染野判例6691の393頁(36)）〔図6〕

「願書の記載及び願書に添付した図面に記載された内容から、当業者であれば自明のものとして理解される内容については、必ずしも願書又は願書に添付した図面には明確に記載されていなくとも、なお意匠の内容として把握することが可能であり、…内部の輸液の残量の確認や両頭針のバイアルへの刺通の様子を外部から確認できることが輸液容器として当然に求められ、それが透明又は半透明であることは、当業者にとっては自明の事柄である」と説示する。（本件の控訴審大阪高判平12.2.23〔輸液バッグ〕（平成10（ネ）3150）でも引用追認されている。）

●図6 本件登録意匠第929552号



●図7 本件登録意匠第290995の類似2号



(ウ) 変化

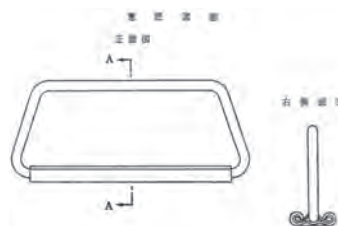
①知財高判昭和56.6.17〔椅子〕（昭和55（行ケ）349、無体集13巻1号483頁）〔図7〕

「両意匠における二重円形及び円形は、願書に添付した図面そのものから明らかに係止具及び座席支持部の係止用貫通孔を表示したものと認めることができる。…本件意匠及び引用意匠の椅子は、ともに、逆T字状脚垂直柱と右係止具及び座席支持部の係止用貫通孔によって、その高さを上下調節可能とする態様のものである」と認定する。意匠法6条の規定は、「それがいかなる程度、内容の変化であろうとも逐一、ことごとく、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならないとまで定めているものではなく、その必要がない場合、たとえば、願書に添付された図面それ自体から当該機能及びその変化の前後にわたるその物品の形状等が明らかに認識できる程度、内容のものである場合には、これを省略することを排斥しない趣旨の規定である…。（…その点について、意匠登録を受けようとするものでないときは、かえつて、その旨が明らかにされるべきである。）」と説示する。（同旨裁判例として、東京高判昭和56.6.17〔いす〕（昭和55年（行ケ）350、取消集昭和56年）がある。）

②東京高判昭和56.10.20〔罐の提げ手〕（昭和54（行ケ）218、無体集13巻2号767頁）〔図8〕

「意匠に係る物品を記載すべきことを命じている趣旨を勘案すれば、…意匠に係る物品の当然持つ機能を考慮して登録意匠の範囲を定めるべきである」とし、「本件意匠に係る物品は罐の提げ手であり、その罐の提げ手の把手が回転し得るものと認むべきことは、その物品のもつ機能上当然のこと」とし、意匠については、「その意匠に係る物品のもつ性質、機能をも勘案して解釈すべきである」と説示する。

●図8 本件登録意匠第325118号



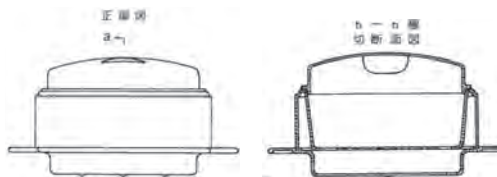
③名古屋地判昭和58.6.24〔保温着〕（昭和51（ワ）272、昭和52（ワ）646、無体集15巻2号523頁）

「衣服などの布製品は、その形態が販売時、使用時、使用中と極めて多様に変化するものが多く、このような物品の場合、原則的には動的意匠といえるが、あらゆる変化態様を作図せずとも、意匠が明確に表現できる一つの状態の『必要図』だけを作図すればよく、その他の状態は、物品の性質からみて十分に理解することができる」と説示する。

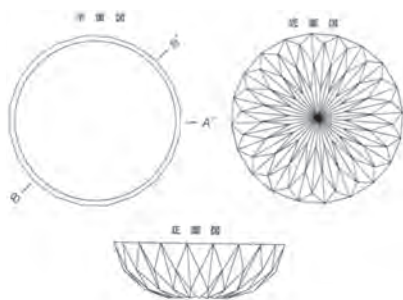
④新潟地判平成7.9.14〔電子レンジ用蒸し器〕（平成4（ワ）209、染野判例6691の164頁（18）、取消集57号313頁）〔図9〕

本件は、一般論として、「組み合わせられた状態における図面等から分離可能性が認識できる場合までも、分離可能性について説明ないし図示を不可欠とする趣旨とは解されないし、右説明ないし図示がないことから直ちに当該意匠が分離不可能なものとして特定されるものと解すべきものでもない」とし、「連結状態、ハッチングによる断面表現及び電子レンジ用調理器具の製造技術上、利用上の常識等を総合的に判断すれば、本件登録意匠の図面から、皿体と容器体とが分離可能な意匠であると認識するのが自然かつ合理的である」と説示する。

●図9 本件意匠登録第809757号



●図10 本件登録意匠第218642号「鉢」



3) 記載不足を不特定と認定した裁判例

(ア) 形状、模様、色彩

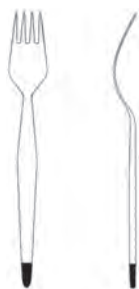
①前橋地決昭和39.12.22〔鉢等〕（昭和39(ヨ)61、判タ172号188頁）〔図10〕

「願書に何ら色彩に関する記載がない以上、該意匠は色彩の要素を欠くもの換言すれば着色の限定のないものと解すべきである。」とし、また、「透明、不透明に関する何らの記載もないときは、該意匠に係る物品は透明体であると不透明体であると何らの限定を受けないものと解するのが相当である」と認定する。

②東京高判昭和42.3.16〔飲食用フォーク〕（昭和40(行ケ)47、取消集昭和42年779頁）〔図11〕

「本件意匠が前記黒色にした部分以外の部分を銀色以外に彩色を施しているものでない以上、本件意匠も前記黒色にした部分以外を銀色にしたものをも含むというべきであり、（本件意匠を実施する場合に、前記濃黒色の部分以外を銀色としたとしても、それが本件意匠の実施品でないとするのでできないことは明らかである。）」と説示する。本件意匠は、彩色省略の説明不足とも思われるが、色彩を限定しないものと認定された。

●図11 本件登録意匠第216214号類似1号



●図12 本件登録意匠第428164号



③名古屋地判昭54.12.17〔ねじ切り盤〕（昭和51(ワ)2723、無体集11巻2号632頁）〔図12〕

イ号意匠は、「全体を…三部に分ち、それぞれ彩色を異にする模様を施したものである」が、本件登録意匠は白黒写真で現わされたもので、「色彩を限定しないものであることが認められるから、色彩の差異による審美的効果への影響は無視する」とし、「模様の点に差異があること」のみを認めている。

④東京高判昭和57.12.22〔ライター〕（昭和57(行ケ)41、染野判例2563の31の40頁(41)、取消集昭57年1015頁）

「本願意匠の登録出願は図面代用の白黒写真をもってなされたのであって、特に色彩の限定はなく」と認定する。

⑤千葉地決昭55.1.28〔手提袋〕（昭和52(ヨ)253、特企170号51頁）

「形状だけの意匠において余白の部分は、模様、色彩の限定はないと解するのが相当である。」と説示する*1。

⑥東京地判平成20.11.13〔顕微鏡〕（平成18(ワ)22106）

意匠公報の記載(下記判決例⑦参照)に基づき、「本件カード意匠は、物品の形状を対象とするものであって、模様は問題とならない」と説示する。

⑦知財高判平成21.5.25〔顕微鏡〕（平成20(ネ)10088、平成21(ネ)10031）

「本件カード意匠の意匠公報に、意匠の説明として、「材質は紙やプラスチック等の板状で色彩と文様はデザインしだいである。」と記載されていることから、本件カード意匠は、色彩や文様を問うことなく、図面代用見本に表された形状により示されて

いる意匠と解すべきである」と説示する*2。

(イ) 材質、大きさ、透明

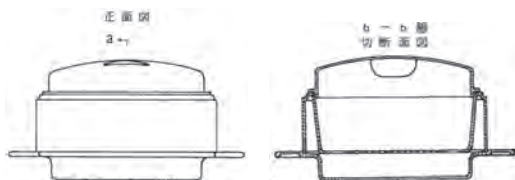
①横浜地横須賀支判昭和53.2.22〔擬餌〕（昭和46（ワ）235、無体集13巻1号296頁）

願書に記載がなく、「材質について何ら表示されていない前記図面の物品について、そこに表示されたものが特に硬質であるものと限定して認識されるためには、積極的な理由がなければならないが、前記図面からはそのような理由を見出せない」又、タコ形状擬餌が「塩化ビニールなど柔軟な素材で作られること」は、広く知られているから、「材質が硬質であることを特に示していない前記図面が、軟質の材質を示していないとみるべきではない。…本件登録意匠は擬餌の材質が硬質だと軟質だとを問わず、前記図面によつて表示されるような意匠をその権利範囲とするものである。」と説示する。（上記、本件控訴審は「軟質」と限定している。）

②新潟地判平成7年9月14日〔電子レンジ用蒸し器〕（平成4（ワ）209、染野判例6691の164頁（18）、取消集57号313頁）〔図13〕

「願書に透明の記載をした場合は、右記載に基づき当該物品が透明なものとして意匠登録を受けるのに対し、本件登録意匠のように願書に何ら透明、不透明の記載がない場合は、透明、不透明の限定を受けないものと解すべきであって、不透明なものとして特定されるものではない。」と説示する*3。

●図13 本件意匠登録第809757号



③知財高判平成28.11.7〔手摺〕（平成28（行ケ）10054）

本件意匠は、「本件公報には、合わせガラスを構

成する2枚の各ガラス板と中間部分のうち、どの部分の透明度を変化させるのかについての記載はないのであって、透明度を変化させる手法は特定されていないから、本件部分意匠が、合わせガラスの厚さ方向中央部分にのみグラデーション模様が配され、合わせガラスを構成する2枚の各ガラス板は透明であることを構成要件とするものとは認められない。」とされた。

(ウ) 変化

①東京高判昭和55.5.6〔いす〕（昭和52年（行ケ）86、染野判例2561の131頁（66）、取消集昭和55年663頁）〔図14〕

「両意匠とも、脚部分が螺子調節により上下に伸縮して動く旨の説明記載は各願書にはなく、図面の記載からもそのようには認められない」と説示する。

●図14 本件登録意匠第290995の類似1号



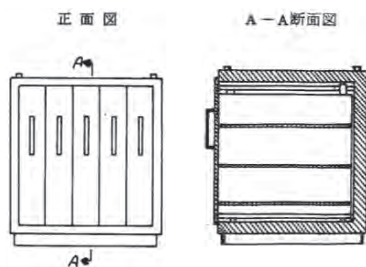
②大阪地決昭和55.9.19〔保管庫〕（昭和55（ヨ）1069、無体集12巻2号514頁）〔図15〕

本件登録意匠は、「その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態がわかるような図面を作成添付」されておらず、「抽出開状態の形状を意匠の要素」とすることはできないとし、「本件に関する意匠を検討する場合、抽出内部の棚の構成、形態は特段考慮すべきものではない」と説示する。

③東京高判昭和61.6.24〔包装用箱〕（昭和60（行ケ）96、無体集18巻2号221頁）〔図16〕

本願意匠は、「蓋部上面を上方に引き上げたときの状態がどのようなものであるか確定的な形状は示されておらず、その形状について意匠登録を受ける

●図15 本件登録意匠第411998号



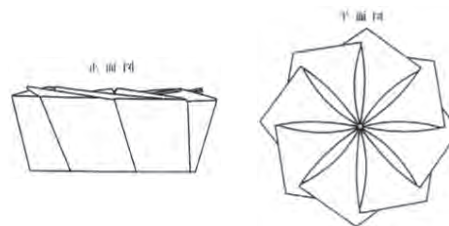
趣旨は右願書に何ら記載されていない」のであり、「意匠に係る物品の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化しうるものであつても、その変化した形状等について意匠登録を受ける趣旨が願書に明示されていない以上」、「意匠の変化した形状等を想定」することは許されないと説示する。

④知財高判平成22.7.7〔呼吸マスク〕（平成22（行ケ）10079）

本願意匠は、「装着状態の説明もなく、別紙第1記載の図面以外の図面等を提出していない」ことから、本願意匠の装着状態は開示されていないとし、「願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された事項及びここから認識できる事項以外の事項を考慮して本願意匠を認定し得るとすることは、相当でない」のであり、本願意匠は、添付図面に記載された「使用直前状態」（変化の一態様）についてのものと認定された*4。

*1 岐阜地判昭和61.3.10〔照明用グローブ〕（昭和48（ワ）370、判時1199号135頁、判タ618号144頁）は、本件登録意匠が形状だけの図面であったが、原告も「半透明・無模様の薄紙」と限定して認定しており、「模様を限定しないもの」とは認定されなかった。「形状の意匠」については、本連載「意匠法の問題圏 第6回」（形状の意匠）（DESIGN PROTECT 2013 No.98 Vol.26-2 31頁）参照。なお、本件登録意匠を「形状だけの意匠」と認識する場合、被告製品の「形状だけの意匠」と対比し類似と判断されるならば、「形態要素付加型の利用関係」であり侵害すると判断されることになる。しかし、茶園成樹「利用関係による意匠権侵害について」（DESIGN PROTECT 2014 No.100 Vol.27-3）15頁は、①被告製品の意匠において、「形状が、色彩・模様とは区別し得る態様において包含され、被告製品の意匠とは異なる美感を生ぜしめると考えることはできない」こと、②「一部の形態要素を捨象して侵害を認めることは、実質的に23条が定める類似範囲を超える意匠権の効力を認めることになり、適切ではない」ことを理由に「形態要素付加型の利用関係」は否定すべきと述べる。筆者は、「形態要素付加型の利用関係」を肯定すべきと考えるが、被告意

●図16 本願意匠「包装用箱」



匠の認定問題と関連して次回以降に検討する予定である。

- *2 梅澤修『『造形デザイン』の知財判決紹介（1）知財高判平成21.5.25「顕微鏡」』（特許ニュースNo.12715 平成22年4月1日）参照。
- *3 「本件登録意匠の蓋体は透明に限定されないが、イ号物品及びロ号物品の蓋体は透明であつて、容器内部、特に蒸気孔が看取できること」は差異点とされている。
- *4 梅澤修『『造形デザイン』の知財判決紹介（2）知財高判平成22.7.7「呼吸マスク」』（特許ニュースNo.12842 平成22年10月6日）参照。

4. 意匠の省略表現と認定

1) 記載不足についての認定

願書及び図面等の記載不備については、「記載不一致」の場合は、総合的に判断して、意匠が具体的に認識できるか否かが判断される。「記載不足」の場合も、意匠が具体的に認識できるか否かが判断されるが、裁判例をみると、具体的に認識できるとされる場合には、「（1）記載されていない事項を当業者知識等に基づき認定する」類型と「（2）記載されていない事項は積極的に不特定と認定する」類型がある。

記載不足について当業者知識等を考慮して総合判断し、登録意匠を具体的に認定することは、意匠保護のために妥当な運用と思われる。しかし、部分意匠制度も導入され、出願人権利者の選択責任によって「意匠登録を受けようとする意匠」を特定するという傾向が強まっている状況では、願書及び図面等に「記載された事項及びここから認識できる事項以外の事項を考慮して本願意匠を認定し得るとすることは、相当でない」（知財高判平成22.7.7〔呼吸マスク〕）との立場で、「記載された事項」のみによって「登録意匠の内容」を特定する解釈の妥当性が大きくなっているように思われる。

意匠法6条の規定について、『意匠審査基準』（平成30年）2頁は、「願書又は、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本（以下「願書に添付した図

面等」という。)への記載は、出願人の責任においてなされるべきことであるため、いったん出願人が必要十分として記載した事項について、「当該事項は不要である。」あるいは「さらに必要な事項がある。」等の判断を審査官は行わない。」と述べる。このような考え方によれば、出願人の責任で記載した事項、それによって表現された事項だけが、出願意匠の内容を構成するものと解すべきである。

したがって、出願人の責任と選択によって、「意匠登録を受けようとする意匠」の内容を、願書及び図面等に明記することが必要となろう。例えば、「形状、模様、色彩」については、「形状のみの意匠」であるのか「形状と無模様の意匠」であるのかを明記すること、「変化」については「その点について、意匠登録を受けようとするものでないときは、かえって、その旨が明らかにされる」(知財高判昭和56.6.17〔椅子〕) が必要であろう。

2) 部分意匠制度との関係

裁判例をみると、部分意匠導入(平成10年)前から、記載不足を積極的に不限定として把握した裁判例が多数存在する。また、審査実務をみても、例えば「乗用自動車」については、室内などの微細な部分とは考えにくい部分について記載不足があっても登録されていた。とはいえ、部分意匠は、出願人の責任で選択した部分について意匠登録を受けようとするものであり、意匠登録を受けようとする部分以外の部分については、部分意匠の構成ではないと積極的に選択することと解され、部分意匠の導入によって、出願人の責任による選択という構造が明確になった。また、部分意匠とは、意匠登録を受けようとしなない「物品の部分」について「表現を省略したもの」といえ、これと同様に、記載不足も出願人の積極的な選択行為であり、積極的な記載省略表現であると捉えることができよう*5。

3) 意匠の記載省略表現

平成10年以降、裁判所の出願意匠の認定は、「記

載された事項」に基づく考え方がほとんどであり、「当業者の知識」で補い「ありふれた態様や通常有する形態」として認定する裁判例は、大阪地判平成10.9.22〔輸液容器〕以降存在しない。

部分意匠の存在によって、「形状の意匠」や「動的意匠」についても「意匠の構成要素(形状、模様、色彩)の一要素」について意匠と認識できる、あるいは、「変化の一態様」について意匠と認識できるとの理解が生じていると思われる。「物品単位」に縛られず「創作単位」で意匠登録を受けることができると解釈できよう。したがって、「一構成部分」(部分意匠)、のみならず、「一構成要素」(形状のみ等)についても、「一変化態様」(動的意匠の一態様)についても意匠登録を受けるとの解釈が可能であろう*6。「意匠登録を受けようとするものとして記載された事項」についてのみ保護対象とする考え方で統一的に理解すべきものと思われる。

*5 2018年5月の『意匠審査基準』の改訂によって、底面図の省略が認められる範囲が「床面や卓上などに置いて使用するもの」に拡大された。だがこれは、従来の「意匠が具体的なものであること」の要件を変更するものではなく、当該底面形状は「意匠の要旨に影響しない微細な部分」であり、不明確なままでも意匠が具体的に認識できる場合の事例追加といえよう(本連載「意匠法の問題圏 第18回」(DESIGN PROTECT 2018 No.118 Vol.31-2)26頁参照)。なお、青木大也「図面の省略された意匠登録出願について一意匠審査基準の改定を例に」(DESIGN PROTECT 2018 No.118 Vol.31-2)6頁～8頁は、底面図省略について、理論上の問題として、「底面の形態を認定しないこと」と「ありふれた形態が認定される」との2つの考え方がありうるとし、「ここで図面の省略を認める趣旨は、意匠法が当初予定していたような、図面を提出しなくても一義に定まるといふところから、省略を認めても差支えない場合であるということにシフトしつつある」と指摘する。だが、この趣旨が、「意匠登録出願人のイニシアチブによる権利不要求等を意図した図面の省略にも及ぶかは明らかでない」と述べている。ただし、「部分意匠制度との関係は、整理される必要がある」とともに、「今後権利不要求等を意図した図面の省略についても検討されることがあれば、その調整はより重要となる」と指摘する。

*6 「変化する意匠」としては、意匠法施行規則様式第6〔備考〕18、19で規定する「ふたと本体、さらとわんのよう分離することができる物品」及び「積み木」「組木のように組んだり分解したりするもの」も含まれる。

(つづく)